

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：たいしゃ保育園		種別：認可保育所		
代表者氏名：園長：石川 佳照		定員（利用人数）：１１０名（１２８名）		
所在地：島根県出雲市大社町杵築南１２３５				
TEL：（０８５３）５３－２４２３		ホームページ:https://jukokai.jp/hoikuen/		
【施設の概要】				
開設年月日：平成２２年（2010）４月１日				
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 壽光会				
職員数	常勤職員：２９名	非常勤職員：	８名	
専門職員	園長	１名	保育士	４名
	主任保育士	１名	保育補助員	２名
	副主任保育士	１名	調理員	１名
	保育士	２１名	看護師	１名
	栄養士	２名		
	調理師	１名		
	看護師	１名		
	事務員	１名		
施設・設備 の概要	保育室（０歳児）	１室	多目的ホール	１室
	保育室（１歳児）	１室	絵本の部屋	１室
	保育室（２歳児）	１室	保健室	１室
	保育室（３歳児）	１室	相談室	１室
	保育室（４歳児）	１室	職員室	１室
	保育室（５歳児）	１室	園庭	１ヶ所
	一時保育室	１室	芝運動場	１ヶ所
	授乳室	１室	簡易式プール	２個
	沐浴室	１室	厨房	１ヶ所
	遊戯室（ステージ付）	１室	トイレ	３ヶ所

③ 理念・基本方針

◎園の保育理念

進んでものごとに取組み、心豊かでたくましく遊ぶ子どもを育てる

◎保育目標

心身ともに健康で生き生きと意欲的に生活できる子どもを育成する

☆めざす子ども像

- ① 元気に遊ぶ子ども
- ② 友だちと仲良くする子ども
- ③ 素直で明るい子ども
- ④ やさしく思いやりのある子ども
- ⑤ ふるさとを愛する子ども

◎保育の基本方針

- ① 健康な身体づくりに努めます
 - ・食後の歯磨きを手伝ってもらい、自分でできるようにします
 - ・体や衣服を清潔にして、気持ちの良い生活をします
 - ・食事は楽しい雰囲気の中でなんでも食べて元気な身体作りをします
 - ・保育士が見守る中でトイレに行き、自分で排泄します
 - ※発達に応じてゆっくりとトレーニングをしていきます
 - ・適切な休息、昼寝の機会をつくり、心身の疲れを癒して集団生活の緊張を緩和します
 - ・戸外で身体を精一杯動かして遊び、強い身体をつくります
- ② 集団生活に適応できる子どもを育てます
 - ・誰にでも明るい挨拶や会話ができるようにします
 - ・保育園のきまりや約束した事を守るようにしていきます
 - ・年齢に応じて、一人でできることを多くしていきます
 - ・子どもの気持ちを理解、受容し、信頼関係を深め、子どもが安心して生活するようにします
 - ・友だちと助け合ったり、仲良くしたりできる経験を積み重ねて行きます
 - ・物を大切に使うこと、片づけができるようにします
- ③ 知的好奇心を揺さぶり、豊かな感性を育てます
 - ・発達に応じた遊びを提示し、自主的に遊べるよう工夫し、心の健康増進に努めます
 - ・喜びや発見、不思議さを素直に表現し、伝えられる保育をします
 - ・一人ひとりの子どもを理解し、集団生活において個性が生きるようにします
 - ・日々の保育を通して「やさしさ」「思いやり」「痛み」「喜び」「やる気」など、人間として大切な心を育てるよう援助していきます
- ④ 子どもの発達が育めるよう、園舎内、園外、地域の豊かな環境を取り入れ、のびのびと遊びができるようにします
- ⑤ 親子活動、クラス懇談会、連絡ノートなどにより家庭との連携を深め、子どもにとって豊かで安定した生活ができるよう支援します
- ⑥ 地域、世代間交流を大事にし、又、地域の行事等に積極的に参加します

毎日の保育について

発達過程をふまえて、ねらいを持ち、計画を立てて保育をします

子どもの自主性や創造性、興味、自発性が培われるよう、心のふれあいを大切にし、一人ひとりの個性に応じた保育を行います

④ 施設の特徴的な取組

出雲大社御本殿の近くの小・中学校の文教地域に昭和28年に大社町立大社保育所として開設され、歴史と伝統を継承した地域密着型の保育運営が行われています。

平成23年に現在の社会福祉法人壽光会「たいしゃ保育園」として木造平屋建ての園舎が整備され、保育の基本方針の中でも地域、世代間交流を大事にし、又、地域行事等に積極的に参加します等の方針が明記され、たいしゃ保育園のおさんぽマップは、出雲大社参道の文化を散策するような環境の中での保育が行われています。

毎日の保育園での生活の中で、子どもの自主性や創造性、興味、自発性が培われるよう、心のふれあいを大切にし、一人ひとりの個性に応じた保育目標のひとつに掲げ、保育所保育指針の中の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の養護と教育の一体的保育に向けた多様な環境の提供に向けて積極的に取組まれています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年9月25日（契約日）～ 令和7年2月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回目（令和元年）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○小学校への就学に向けた連続性を意識した活動

園児の発達（生活）や学びに向けた幼児教育の環境の提供に加えて、基本的生活習慣の学びに向けた共通シートの作成や活用等による小学校教育の連続性や一貫性を持った幼児期の養育と教育の実践が行われています。

小学校の先生との交流や園での実習による保育園でのアプローチプログラム（就学前の準備）、小学校でのスタートカリキュラム（小学校生活への円滑な適応計画）等が作成され、それぞれの役割を意識した教育プログラムの設定や実践が行なわれています。

○業務効率化の推進に向けた取組み

I C T導入が図られ、登降園打刻システム、タイムカード、緊急時の保護者連絡アプリ、メールを活用する等による経営改善に向け取組まれています。

○地域の伝統や地域密着型の保育環境の提供

地域の伝統行事への参加（旧正月の出雲大社の吉兆さんへ参加、大土地神楽見学、神門

縁日)に加えて、地域の幼稚園・小学校・中学校との交流が定期的実施される等、地域とのつながりが強く、幼児期からのふるさとの社会・文化に触れ、地域で大切に见守られ生きる力を培う子ども達の姿をやさしく见守る保育が行われています。

○園の特性としての幼児教育

体操教室、英語で遊ぶ、ダンス、スイミング、ストーリーテリング等の身体的・感覚的・知的等の教育活動が行われています。

また、クラス単位でのおもちゃ遊び、お絵描き(工作)や絵本が読めるスペース(絵本室)の確保など、思考のバランスや子どもの一人ひとりの多様性や主体性を見守る保育が行われています。

◇改善を求められる点

●人事考課制度の定着に向けて

年度始めに職級(職能)に合せた職員一人ひとりが目標を作成して、自己評価(現行のチェックシート)と連動して、自らの振り返りの実績を検証する場を設ける等の取組みに期待します。

●適正な園運営に向けたチームでの保育に向けたチーフの役割・機能の充実

各クラス単位の発達段階単位の指導計画に基づいた日常の保育が行われ、その実績に対する振り返りが各クラスのチーフを中心に実施され、全体のチーフ会での報告による組織内の共有が図れています。

年間の事業方針や全体的な計画等の、職員の理解度を更に深めるためのクラス内会議の充実等、職場内の事業方針等の浸透に向けたチーフの役割・機能の強化に期待します。

●園運営に必要な業務マニュアルの組織内への徹底に向けて

園内に園内研究部としての各委員会による業務推進体制が構成されています。

園運営に必要な業務マニュアルの定期的な各種委員会による点検や検証の定期的な実施に期待します。また、国・行政の法改正等への対応としてタイムリーな見直し等による職場周知の実施にも期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

令和元年度に続いての2回目の受審を通して、改めて職員一人ひとりが日頃の保育活動を振り返る良い機会となりました。普段の取り組みが、外部評価で可視化されることにより、「園の特色」をはっきりさせることができました。

前回の受審と比較しても、園の特色(ストレングスの部分)を更にアップデートできた点が、自園の強みとなっております。職員・保護者・地域で共通認識を図り、ブランド化していければと思います。

一方で、課題や今後取り組む点が明確になりました。

今後も、質の向上に取り組んでまいりたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になっています。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（保育所）

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ ・ 理念・基本方針は明文化され、ホームページ、保育要覧、パンフレット等で地域社会へ広く公表されています。 ・ 園が掲げる指標として施設内への掲示が行われ、職員へは、入職採用時に基本方針等の説明が行われ、また、年度始めの職員会議に於いての新年度の事業運営に向けた説明の中で、理念・基本方針等を掲示した事業計画（全体計画含む）で周知されています。 ・ 保護者へは、入園の説明会や保護者総会等で保育園要覧等を用いて説明を行い、周知が図られています。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
＜コメント＞ ・ 国の保育園の保育士配置基準（処遇改善等含む）に加えて、事務の簡素化やDX関連（デジタル）のICT化推進による業務効率の促進や出雲市の人口統計の中の子どもの出生率等の推移等の少子化対策や子ども子育て対策等の社会動向の把握による経営の影響等についての検証が行われています。 ・ 法人本部へ毎月の事業内容や入園児数等に関する事業報告が行われ、本部の理事会、運営会議（毎月）に於いて、運営・経営状況（経営状況、サービス内容・環境等）の検証や課題に対する検討や対策等が行なわれています。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
＜コメント＞ ・ 法人本部の運営会議における運営・経営状況（経営状況、サービス内容・環境等）の検証や課題に対する検討や対策等の結果については、職員会議等（月1回）において、事業運営状況（事業運営実績）等が報告されており、コスト削減（高熱水道等）や業務の効率化等のICT導入によるペーパーレス化に向けた取組みが進められています。 ・ 健全な経営基盤を継続するための地域社会に選ばれる魅力ある保育園として、保育の質の向上		

に向けた事業運営に向けての経営課題の改善に向けての努力が行われています。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ・理念・基本方針の目標達成に向け、中・長期的な園運営に向けての計画が策定されています。 ・保育園のあるべき姿に向けた施設設備、人材育成、保育環境整備等の具体的な取組みに向けた中・長期的目標（ビジョン）の指標を経年別に掲げる等の取組みに期待します。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> ・中・長期計画に基づいて単年度の事業計画が策定されており、年度当初に職員会議での職員への周知が行われています。 経営目標が作成され、財務指標としての予算等が作成されています。 ・環境整備計画、人材育成計画、防災計画、避難計画、保健計画、食育計画等、子どもの安心・安全な保育園運営に向けた取組みや衛生・健康管理、職員の保育スキルの向上に向けた計画策定が行われています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> ・経営事業目標に基づき、事業計画が策定され、毎月の事業実績が法人本部へ報告され、成果・分析等の進捗管理が行われています。 ・毎月、職員会議やチーフ会を通じて、保育の狙いの立案から実施要項まで職員間で話し合い、改善・見直しを行いながら園運営が行われています。 ・年度末の事業報告策定時等に於いて、各クラスのチーフによる職員の意識や意向の収集、事業計画策定後の職員会議等での周知やチーフ（チーフ会議の充実）による職場内の事業方針等の浸透に向けた役割・機能の強化に期待します。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> ・入園説明会や保護者会で当年度版の保育園要覧・入園のしおりを使用して、年間行事や園の取組みについて説明が行われています。 更に、苦情解決事業、個人情報保護対策、健康・安全の取組み、防災対策等の説明を行い周知		

が図られています。

・事業計画は園内玄関への設置やホームページに掲載され、地域へ広く理解を深める取り組みが行われています。

・保護者に対しては、資料配布、説明等を尽くしても保護者からの再三の問い合わせ等への対応を粘り強く丁寧に説明されること期待します。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
〈コメント〉 ・子どもの一人ひとりが遊びの中で、主体性を発揮した充実感や達成感（粘り強さや自己肯定感等）を育む養育の実践等の検証として、定期的に職員の自己評価（チェックリスト）実施され、主任等の職員面談等による振り返りが行われています。 ・保護者との多様な意見交換の場（保護者総会、クラス懇談会、親子活動、個人懇談会、連絡ノート等）での保護者意見の収集（保護者アンケート等含む）等の検証や分析等を行い、園の特性や必要な課題等を職員間で共有を図る取組みに期待します。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
〈コメント〉 ・毎月の事業実績・分析及び改善対策等が、法人本部会議で園長より報告・論議され、その結果については、職員会議等で事業運営状況等の報告や今後の対策等として周知が図られます。 また、各クラス単位の指導計画（週・月案）の保育支援等の振り返り評価等が実施され、必要な改善対策等が次ぎにつなげる等の指導計画へ反映されています。 ・職員間の課題と改善策に向けた取組みの共有化が弱い面があるので改善に期待します。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
〈コメント〉 ・園運営に於ける園長の役割・責任等については、事務分掌表で明文化され、更には、保育園概要へ事務分掌のポイントが掲載されています。 ・年度始めの職員会等での説明に加えて、広報誌において、園長の役割と責任が表明され、職員、		

地域社会へ公表されています。 ・ 防災対応及び緊急時の有事（事故等）の際の不在時の代行としての責任者としての権限委任も明確に示す等の対応が行われることとなっています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
＜コメント＞ ・ 法令遵守規定等に基づき、遵守すべき法令や社会的規範等について、各種の法改正時や保育現場等で発生する不適切事例や法令違反等のケーススタディを職員会議、朝礼等で職員周知が行われています。 ・ 職場内研修が実施され、職員への法令遵守の理解を深める取組が行われています。 ・ 今後においても法令遵守に関する内部・外部研修等へ積極的に参加される等の保育実践に期待します。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞ ・ 保育所保育指針の改定の柱である「幼児教育の育みたい資質と能力」に向け、園児等に提供する環境の整備に取り組まれています。 ・ 園児の健康や安全の確保や日々の生活状況（遊びや地域交流、多くの教育活動等）等、保育の質の向上に向けた取組が行われています。 ・ 保育の質の向上に向けて、外部・職場研修（外部講師等）による子どもの保育・養護・教育の研修が計画的に行われています。 ・ 職員一人ひとりの定期的面談等を主任が実施される等、主任からの日常の業務運営状況等の報告を受ける等の理解を深めて、必要な取組に向けた対応が行われています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞ ・ 業務の効率化、簡素化に向けＩＣＴ導入が図られ、登降園打刻システム、タイムカード、緊急時の保護者連絡アプリメールを活用する等による経営改善に向け取組まれています。 - また、職場での小集団活動（ＱＣ発表）の実施等による改善点等の職員意見の聴き取り等による必要な業務改善の取組が行われています。 ・ 働きやすい職場環境に向けて、オムツの持ち帰りから園での対応処理方式に変更や適正な人員配置に向けた取組が行われています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
＜コメント＞ ・福祉人材の確保・定着は、社会問題になっていますが、保育園も同様の様相であります。ホームページでの保育士募集、保育士育成校への対応や実習生（大学・高校生等）への声掛けを行う等、保育士基準数の適正な配置に努められています。 ・女性活躍推進法に基づいた「えるぼし企業（厚生労働省）」として認定され、法人として、「採用」「継続就業」「労働時間に働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」等が認められています。 ・新採用の新人職員等は、エルダー制度（職場のＪＴ研修）として、クラス担任の先輩職員等による保育支援の在り方や各種の記録作成等の指導・アドバイスが行われています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
＜コメント＞ ・法人の給与規程や人事基準が明確に定められ、事業目標及び期待する職員像（職員に求める姿）等に対する就業状況や業務遂行能力等に対する上長面談が実施され、人事評価が行われています。 ・年度始めに職級（職能）に合せた職員一人ひとりが目標を作成して、自己評価（現行のチェックシート）と連動して、職員自らの振り返りの実績を検証する場を設ける等の取組みに期待します。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
＜コメント＞ ・就業規則に基づき、職員の勤怠管理（タイムカード）による日常業務管理が行われ、時間外労働管理、短時間勤務制度及び有給休暇（時間単位含む）、産前・産後休暇等の各種休暇制度（慶弔休暇、特別休暇、介護休暇等）の設定、定期健康診断や予防接種の補助等、取組みが行われています。 ・法人として、健康経営宣言による職場における心の健康づくり計画が策定され、メンタルヘルスに関する相談窓口設置やストレスチェックの導入、定期健康診断、予防接種補助、各種の共済制度、永年勤続表彰等の福利厚生制度等による職員が安心して仕事と暮らしの両立ができる環境が整備されています。 今後においても働きやすい職場づくりに向け、保育者としての子育て支援のプロ意識の浸透に加えて、就業規則等の働きやすい環境の整備の継続の為の取組みに期待します。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

＜コメント＞ ・ 職員の自己評価表（チェックシート）に対する職員一人ひとりの上長（主任）面談（年２回）が実施され、業務内容等への指導・アドバイスが実施されています。 ・ また、子どもの保育・養護・教育等に対する専門知識（資格含む）の習得に向けた要望等を受入れた研修計画への反映等が行なわれています。 ・ 上長面談時の指導・アドバイスを受け止め、自らの必要な保育スキルの気付きによる職員自らが高い目標に向かってチャレンジするための更なる専門的なスキル習得に向けた取組みに期待します。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
＜コメント＞ ・ 理念、基本方針の目標を達成するための期待する職員像が明文化され、職員の自己評価等の検証や職員の意向を反映した研修計画が作成され、研修の実施が行われています。 ・ 研修参加後の復命や報告会や研修内容等の検証が実施され、他の職員との共有が図られています。 ・ 外部研修としての保育協議会、幼児教育センターや島根県福祉人材センター等の保育スキルの向上に関する研修、障がい児研修、キャリアアップ研修に加えて、内部研修としての事例研修、接遇マナー研修等への研修参加等が行なわれています。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
＜コメント＞ ・ 年間事業計画に基づき、職員一人ひとりの資質やキャリアに応じた研修計画が策定され、階層別研修（キャリアパス基準に沿ったキャリアアップ研修）、職種別研修等の保育園運営に研修計画が作成されています。 ・ 新規採用の新人職員は、エルダー制度の導入によるクラス単位を中心とした先輩職員による職場のＪＴ研修による保育の基本や関係する記録記入等の指導やアドバイス等による育成実践が行われています。 ・ 職員一人ひとりの就業キャリアや専門資格等の管理が行われていますが、過去の研修履歴職員のデータ整備が不備であることから研修の充実に向けて、職員一人ひとりのキャリアデザインとしての育成計画を作成、職員に十分理解された育成研修の取組みに期待します。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
＜コメント＞ ・ 実習生受入れ体制を整えて積極的な取組みが行われています。 ・ 実習の実施前に、専門機関の学校側と実習プログラム調整を行ない、オリエンテーションによる保育施設の紹介、保育内容や守秘義務についての説明が行われて開始されます。 ・ 保育現場での実践的な実習が行われ、実習期間内の学校からの実習模様の見学や実習後の振り返り等が行なわれています。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
＜コメント＞ ・たいしゃ保育園の事業運営に関する施設紹介、保育内容、保育目標、保育方針、苦情解決対応、第三者評価受審の公表等が、ホームページ、保育園概要、入園のしおり、広報誌等の多様な手段により情報提供が行われています。 ・保護者等へは、保護者総会、クラス会、個別懇談会、SNSの公開、園だより、クラスだよりで情報提供が行われています。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
＜コメント＞ ・法人の倫理規程や経理規程に基づき、適正な事業運営に向けての職務分掌等による責任と権限を明確にした園運営及び経理管理業務が行われています。 ・経営・運営に関する月次報告及び備品購入等の小口現金出納責任者、通帳保管責任者等の正副の配置等による経理事務がされる等、公正で厳正な経営運営の取組みが行われています。 ・社会福祉法人としての経営状況や財務関係（収支決算書等）については、監査が実施され、保育園へは、内部経理監査、監事監査の実施による公正で適正な事業運営が行われています。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞ ・保育の基本方針の中の一つに、地域の豊かな環境を取入れた保育や地域、世代間交流を大事にされており、地域の行事等に積極的に参加する等が宣言されています。 ・地域交流（杵築地区3世代交流等）、保幼小中交流、地域行事（大土地神楽見学、神門縁日、吉兆さん行事、前原荒神社清掃）等への参加、高齢者福祉施設訪問等、園児達の地域交流（世代間交流）が行われています。 また、大社町の幼稚園、小学校、中学校とのつながりも強く卒園児との日頃からの交流等、小学校に対する憧れや不安の解消につながる保幼小中連携による体験交流が実施されています。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
＜コメント＞		

・ボランティア受入れ窓口担当を設置する等、受入れ体制が整備されています。 ・地域の更生保護女性会、学生保育ボランティア等の皆さんによる絵本の読み聞かせ（おはなしだんだん）、行事イベント支援、紙芝居、エプロン・雑巾づくり等、多くのボランティアの受入れを積極的に進められています。 ・ボランティアの受入れに関する基本姿勢として、参加者の名簿作成、守秘義務の遵守等の受入れに関する手順書等であるボランティア受入れマニュアルの策定の整備による対応に期待します。		
くⅡ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。	a
〈コメント〉 ・子どもの保育サービス提供に関する業務、保健・健康管理、緊急時の的確な対応等に必要な社会資源として、幼保小連絡会、小学校、中学校、さざなみ学園（ふれあい教室）、ハートピア出雲、たんぽぽの会、嘱託医、児童民生委員、児童相談所、保育協議会、保健所、警察、消防署、保健所及び出雲市保育園幼稚園課・子ども政策課等の関係機関の連携が図られています。 - 関係機関のネットワークが構築され、「関係機関連絡一覧」が整備され、緊急時の対応できるよう備えられています。 ・定期的な関係機関や団体との情報交換が行われ、子どもの保育活動での安全・安心な環境の整備や子どもの保育・養護・教育の提供に関する協力・支援等に向けた情報交換等が実施されています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組みが行われている。	a
〈コメント〉 ・関係機関や保護者等との情報交換等に加えて、保育園で組織化された定期の評議員会での多様なニーズの収集が行われています。 ・出雲大社吉兆行事や大土地神楽公演、幼児文化劇場等の園児への地域イベント情報や行事参加要請や日程調整等に対して、社会福祉法人としての積極的に取り組まれる姿勢が伺えます。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
〈コメント〉 ・地域の在宅子育て支援（げんきっ子のつどい）事業として、園舎開放による取組み及び来園者の育児相談の場を設ける等の取組みに加えて、災害時の一時避難所としての指定による災害時対応が行われることとなっています。 ・地域、保護者等の要望に応じた延長保育、一時預り保育、障がい児保育、アレルギー児対応、外国人受入れ地域に必要な保育サービスの提供が行われています。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ・子どもの人権尊重や基本的人権への配慮に関する倫理規定等に基づき、園内研修による理解された保育運営が行われています。 ・日常の保育支援に於ける人権擁護評価（職員自身によるセルフチェック等）が実施され、保育者自らの振り返りによる意識の動議付けを継続的に行っておられます。 ・しまね人権尊重のまちづくり推進事業への参画し、県が実施する人権研修等への参加が行われています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント> ・危機管理マニュアルに明記されたプライバシー保護に基づき、子ども・保護者のプライバシーに関する情報が外部に漏らさない取組が行われています。 ホームページ、入園のしおり、広報誌等への子どもの写真掲載について、保護者同意（承諾書）を頂かれています。 ・トイレの仕切り位置の設定や夏のプール遊び時すだれの設置による配慮が行われています。 特に年長児の水泳着の着替えの際もカーテンを設置する配慮が行われています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ・ホームページ、パンフレット、保育園要覧、入園のしおり等、写真・イラストや大きな文字で分かり易く作成された広報資料にて情報提供が行われています。 ・資料は、理念・基本方針、保育時間、保育の特別保育に加えて、たいしゃ保育園の特色活動（教育活動、地域・ふるさと活動等）が掲載され、保育園選択のバリエーションを広げた情報発信が行われています。 また、見学希望（随時）や体験入園等の受入れが行われています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> ・入園説明会（2月）に於いて、保育園要覧、入園のしおり等で、保育目標、保育の基本方針、生活時程、職員数、保育園の一日、行事予定、健康・安全、保育園と家庭の連絡について、その		

他、保育サービス内容や注意事項等、利用者にわかりやすく説明が行われています。 また、クラス進級時に於いても、新年度の保護者総会（クラス会等）で、保育目標、保育内容、保育方法及び行事計画等の周知が図られています。 ・ 保育園要覧、入園のしおり等の内容変更（保育サービス内容や注意事項等）や追加等が行なわれた場合は、保護者説明が行われ同意を得る対応が行われています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
＜コメント＞ ・ 他の保育園への移行等による退所届の提出や今後の保育環境等の情報共有を図る等、行政、嘱託医等の関係機関への報告が行われています。 ・ 保育の継続性を確保するための引き継ぎ書の作成の要望等はこれまでも無く、必要な場合は書面での対応を行うこととされています。 ・ 変更後においても気軽に当園へ電話での相談に快く対応する旨を保護者等へ伝えられる等の配慮が行われています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞ ・ 日常の保育支援の中で、子どもの一人ひとりの明るい表情や元気な言葉を感じながら職員間で意見を出し合い、子どもがより良く過ごせる環境改善等による園独自の特性を発揮した保育環境の中で保育の提供が行われています。 ・ 保護者会、保育参観日（各クラス会年1回）、保護者の個別面談（希望される保護者への対応を今年度から増やす等）、登降園時や連絡ノートにおいて、保護者等の意思・要望等を把握しておられます。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
＜コメント＞ ・ 苦情解決マニュアル（苦情処理規定）に基づき、入園時に保育園要覧資料及びホームページへの苦情解決体制（苦情受付担当者・苦情解決責任者、第三者委員等の配置）及び苦情の解決方法が掲載され、苦情が解決できない場合の島根県適正化委員会への連絡先（申し出等）が掲示されています。 ・ 苦情の申し出、検証、対応等の記録・管理に加えて、苦情申し出者へのフィードバックの実施や苦情申し出者に対して、社会への情報公表の良し悪しの確認等が行われています。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a

＜コメント＞ ・保護者一人ひとりの悩みごと等の相談等については、玄関への意見箱の設置や保護者会、保育参加日、今年度から希望者への対応を増やした保護者懇談会、各種の行事参加の保護者等一人ひとりの意見・要望等を受止める等、相互信頼の関係性の強化に向けた取組みが行われています。 ・朝夕の子どもの送迎時の玄関での対応には、他の保護者の送迎時間等の関係で難しい環境であることから気軽に相談しやすい相談室が整備され対応することとなっています。 ・連絡ノートやSNSアプリの活用でも、意見・要望等を受け付けておられます。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
＜コメント＞ ・苦情解決マニュアル（苦情処理規定）と同様の対応方法で、日常的に相談や意見に対する丁寧な聞き取りや職員対応が行われています。 ・保護者からの多様な意見・要望については、相談内容等は多様であることから組織的に解決しなければならない案件や対応が難しい場合は、相談記録や口頭による園長（主任・チーフ含む）への報告が行われ、チーフ会や職員会議で対応の協議等が実施され、園としての改善や解決策等の指示やアドバイスを受ける等の対応が行われています。 ・組織的な検討が必要で、保護者に対するフィードバックに時間が長引きそうな場合は、事前に検討の途中経過等を保護者へ連絡して了解を得ることとされています。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
＜コメント＞ ・危機管理マニュアルに基づく、リスクマネジメント（責任者：園長）対応体制による事故防止検討委員会（月1回開催）によるヒヤリハット報告に加えて、事故発生時の緊急対応マニュアルに基づく、事故の発生時の連絡体系、要因分析、改善策、再発防止等の検討の実施し、職員周知が行なわれています。 ・検討委員会では、事故事例等のKYT研修等が実施される等の危険個所の注意点についての認識を深める取組みや定期的安全パトロールによる園舎、園庭、遊具等の安全点検（月1回）が実施され、安心・安全な保育運営が行われています。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
＜コメント＞ ・感染症対応マニュアルに基づき、看護師職員を中心に感染症予防・発生時対策についての職員研修の実施による感染症対応が行われています。 ・コロナ5類移行後、他の感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、手足口病等）も地域では拡大傾向にあることから県・市からの感染情報を収集する等による子どもへの検温、うがい、園内の消毒等への対応が行われています。		

また、保護者への感染症発生情報を、連絡帳、玄関先のホワイトボード（感染症病名、感染者人数等）へ掲示して、保護者への注意喚起が行われています。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
〈コメント〉 ・BCP（事業継続計画）、危機管理、緊急連絡体制のマニュアル等に基づき、避難計画（避難責任体制、避難経路、避難指定場所等）に沿った毎月の避難訓練や消防訓練が実施されています。 ・災害時を想定した緊急連絡用として、緊急連絡を希望される保護者等やSNSメール配信による安否確認（職員等）ツールの整備が行われています。 ・災害時の地域の一時避難所としての遊戯室の開放や非常食、備蓄品の整備や関係機関等の連絡先一覧表の職員室への掲示等による緊急連絡の対応に向けた整備が行われています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
〈コメント〉 ・保育業務マニュアル（保育業務手順書・乳児保育業務手順書等）の標準的（文書化）な保育手順等の年度末等での研修会が実施される等、入園児に対する統一した標準的（職員誰もが共通の理解等）な保育サービスが行われています。 ・理念・基本方針の目的を達成するための園の全体的な計画に基づいた指導計画（週・月案）の作成や保育実践等の振り返り（クラス評価等）が実施され、子どもの一人ひとりの発達状況に応じた標準的な保育サービスが行われています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
〈コメント〉 ・保育計画としての指導計画は、クラス単位に振り返り（評価）が実施され、改善が必要なもの、継続して実践する保育するもの等が整理され、チーフ会（未満児、以上児等）や職員会議（園長、主任）での報告による職員間の討議等による必要な改善・見直し等が行なわれる仕組みとなっています。 ・年度末に於いて、年間の総括として、クラス単位の自己評価（振り返り）による事業報告及び次年度の年間方針（保育目標等含む）の作成による取組みが行われています。 ・保育業務マニュアルの多数のマニュアルの定期的点検や見直しによる職員勉強会による職員一人ひとりの理解を深める取組みや工夫に期待します。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
＜コメント＞ ・新入園児説明会等で保育園要領等での説明等が行われ、保護者へのアセスメントによる子どもの心身状況（既往歴、予防注射等の児童票策定）や保護者の状況（生活環境等含む）の把握や保護者等の意向等が収集され、未満児・障がい児は個別指導計画、以上児は指導計画が作成され、職員会（チーフ会）での協議で共有を図り、日常の保育支援が行われています。 ・正確に把握された子どもの一人ひとりの心身状況や既往歴記録等が、児童票や指導計画、クラス経営案等へ反映された保育が行われています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
＜コメント＞ ・指導計画実施記録・個別経過記録等による日常生活の発達段階単位の心理状況、遊びや保育環境の提供等、各クラス単位に毎月の保育状況等を、チーフ会に於いて振り返り（評価）が行われ、職員会等で報告され、園長・主任や職員間での協議が行われ、指導計画等の評価・見直しが行われています。 ・日常の保育の様子に加えて、園の特色を活かした活動（教育活動、地域・ふるさと活動等）等の子ども一人ひとりの成長・発達の記録の保護者への発信は、連絡帳や園だより、玄関への掲示等で定期的に行われています。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
＜コメント＞ ・子ども一人ひとりの児童票、指導計画書、保育経過記録、健康診断表、身体測定等の記録が作成され、チーフ会・職員会等において、共有が図られています。 ・保育の業務ソフトを活用しパソコンやタブレット端末で指導計画、保育要録、保育記録、引継ぎ等の作成が行われており、計画・記録入力やタイムリーな記録の検証等による業務運営がスタートしており、業務の効率化が進んでいます。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
＜コメント＞ ・個人情報保護規定及び情報セキュリティ実施手順等により、個人情報の漏えい対策規定が設定され、情報保護の重要性を職員は十分理解した園運営が行われています。 ・個人情報記録資料（紙ベースのデータ等）は、書庫保存等、情報保護管理責任者である園長管理（鍵保管）が行われ、規定に従った書類等の廃棄処理（5年保存）が行われています。 ・職員には、個人情報保護規定に基づき、個人情報保護法の遵守・プライバシー等の守秘義務の誓約書の提出が行われています。		

内容評価基準（保育所版 20 項目）

A－1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた全体的な計画を作成している。	a
＜コメント＞ ・理念・保育目標、年間方針に基づき、5領域のねらいや幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を意識した全体的な計画の作成が行われています。 ・指導計画の実績（週・月案：クラス単位）に対して、職員が作成する活動記録（保育日誌、個別記録等）により、定期の職員会、チーフ会等で発達及び経過記録の評価（振り返り）等が行われています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
＜コメント＞ ・園内外の設備（園庭・運動場含む）、遊具等は、毎月の安全点検が行われ、保育室は、毎日清掃されており、換気、適度の温度調整（0歳児・1歳児の床暖完備）、消毒、手洗い・うがい清掃等が行われています。 ・各保育室、多目的ホール、遊戯室等に於いて、飛び跳ねたり、鬼ごっこ等で、身体一杯を使い楽しく遊ぶ等の活動に加えて、自己肯定力、非認知能力等の幼児教育としての体操教室、英語で遊ぶ、ダンス、スイミング、ストーリーティング等の身体的・感覚的・知的等の教育活動としての環境の提供（希望者）が行われています。 また、クラス単位でのオモチャ遊び、お絵描き（工作）や絵本室で絵本が読めるスペースの確保等、思考のバランスや子どもの一人ひとりの多様性や主体性を見守る等の保育が行われています。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
＜コメント＞ ・保育の基本方針として、日々の保育の中で「やさしさ」「思いやり」「痛み」「喜び」やる気」等、人間としての大切な心を育む支援に向けて、一人ひとりの子どもの様子を把握しながら急がず言葉、制止させる言葉等の否定的な言葉を不必要に使わない対応を心掛けた取組みに努力されています。 ・クラス担任間でお互いに声を掛け合いながら自らの子どもへの寄り添いゆったりと穏やかな対応等に向けた共通の認識を持った取組みに努力されています。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環	a

	境の整備、援助を行っている。	
＜コメント＞ ・発達過程に応じた保育目標（指導計画等）に基づき、園の１日の日課計画が作成され、子どもの生活習慣や生活ルール（あいさつ、いただきます、お片付け、交通安全等）を集団生活の中で、声掛け、見守り、手伝いながら一人ひとりの園児が自分でやる気持ちを大切に、出来ることを少しずつ増やすための支援が行われています。 ・園だけでの生活習慣を身に付ける難しさの実感を持ち、家庭への園だより、保健だより、給食だより等で情報の共有を行いながら生活習慣の大切さを伝える等、園と家庭等が協力しながら生活習慣を身に付ける取組みに向けての努力が行われています。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
＜コメント＞ ・園内で子ども達が跳び箱や鉄棒やかけっこ等、ノビノビ体を動かし、園児がみんなで歌ったり、玩具遊び、お絵描き（工作）や多目的ホールや遊戯室及び園庭・運動場での利用等の工夫による外遊び活動が工夫されています。 - また、絵本室で静かにゆったりと絵本の読書する場を設けるなど、多様な子どもたちに対応するための静と動のバランスが考慮した環境が整備されています。 ・地域の特性を活かした友だちと協力した活動（地域の伝統文化活動である大土地神楽、吉兆神事、田植え・稲刈り、荒神社清掃、日御碕探検、稲佐の浜での砂遊び、えにしの森等での地域・ふるさと活動等）で豊かな保育環境での体験が行われています。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ ・乳児保育（０歳児）の個別指導計画（週・月案）の作成に基づき、毎朝の送迎後の検温や授乳、健康観察等が行なわれ、乳児保育室の心地よい安全・安心な環境（湿度・温度・清潔な床暖や玩具等）の中で、安心して過ごすための健康状況の把握や愛着関係を築けるよう優しく語り掛けながらの保育が行われています。 ・離乳食時は、基本的に固定した職員が離乳食チェック表を基に食事が提供されています。 ・オムツ替えの際も優しく声掛けしながらの支援が行われています。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ ３歳児未満（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ ・発達過程（１歳～２歳児）に応じた個別指導計画（週・月案）が作成され、集団の中で様々な経験をしながら自我の芽生え、１歳児の後半からイヤイヤ時期が始まり、友だちとのトラブルが多くなる時期、不安全な行動が多くなる時期ですが、自分で出来ると思う行動が多くなる時期で		

もあり、安全に活動が出来るように十分気を付けた保育が行われています。 ・ 2歳児に入ると一人ひとりの子どもに合せて基本的生活習慣が身に付けられるよう配慮した取り組みが行われています。 ・ 友だち関係を意識し、一緒に意欲的に遊ぶ喜びが芽生える時期、衣類の着脱や手洗いを自分でやりたいと思う自立心を大切に園外・園内の元気に走り廻ったり、玩具やマット等での活動を行う環境の中で過ごす取り組みが行われています。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
＜コメント＞ ・ 3歳児～5歳児の発達過程に応じた指導計画が策定され、自分で考え、自分で決めて、自分で行動する自己主張や主体性が芽生える時期であり、社会生活における各種のルールを理解や仲間との協働生活の中で、助け合い、相手を大切に思いやる気持ちを引き出す取り組みが行われています。 ・ 基本的生活習慣の定着及び相手への問いかける言葉や態度が大切なる時期となり、自分の思いを仲間に伝える力が備わり、仲間と共に力を合せた多くの行事「七夕まつり、田植えや収穫体験、お泊り保育、大土地神楽公演、発表会、吉兆行事等」へ積極的に参加するなど、団体の中で子ども一人ひとりがお互いに協力しながら感性や思考力の発達や創造的な思考の成長・生活が出来るための取り組みが計画的に行われています。 ・ 保幼小連携による小学校との交流（見学等含む）やアプローチプログラムの作成等による当園のめざす姿（保育のねらいや特性等）を明確にした就学に向けた取り組みが行われています。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ ・ 障がい児の保護者と意見・要望等を把握して個別指導計画が策定され、毎日の朝夕の送迎時の対応等の情報交換を密にした保育の取り組みに努められています。 ・ 障がい児、配慮が必要な子ども等の対応の在り方等について学ぶ機会への参加や市のこども政策課の心理相談員（臨床心理士）の子どもへのカウンセリングの巡回相談等が実施され、関係機関や保護者等の情報共有を図り、障がいのある子どもが安心して生活できる必要な情報及び相互連携による障がい児保育が行われています。 また、保護者等に対する障がい保育についての情報共有も行われ、差別やプラバシー保護等への配慮への理解による取り組みを行っています。 集団生活に於ける障がい児保育等に関する環境整備や対応等の改善等について、園全体で話し合う機会の必要性を考えながらの保育支援が行われています。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞		

・延長保育（月～金の１８：３０以降）が行われ、保育士間の引継ぎ（保護者等へケガや体調変化等や必要な伝達事項のお知らせ等）の実施による切れ目のない保育対応の取組みが行われています。 ・多目的ホールで延長保育（異年齢）が行われ、絵本の読み聞かせ、好きな玩具遊びや年上の園児が年下の子を世話したり、年下の子が年上の子の真似をしたり、家庭的な雰囲気大切に子どもたちが落ち着いて過ごせる環境を整え、同部屋での異年齢保育であることから安全面を意識した保育が行われています。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
＜コメント＞ ・市の第３期保幼少推進計画に基づき、園児の発達（生活）や学びに向けた幼児教育の環境の提供に加えて、基本的生活習慣の学びに向けた共通シートの作成や活用等による小学校教育の連続性や一貫性を持った幼児期の養育の実践が行われています。 ・小学校の先生との交流や園での実習による保育園でのアプローチプログラム（就業前の準備）、小学校でのスタートカリキュラム（小学校生活への円滑な適応計画）等が作成され、それぞれの役割を意識した教育プログラムの設定や実践が実施され、更に振り返り等が行なわれています。 ・就学前は、子どもの成長（発達）状況を作成（保育所児童保育要録）され、保護者懇談会等で就学に向けての意向・要望や同意を踏まえ、適切に小学校への接続に向けた取組みが行われています。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
＜コメント＞ ・健康管理マニュアル（感染症・SIDS等含む）に基づき、入園のアセスメント時に児童調査記録（既往症・予防接種等）に基づき、毎朝の登園時の視診（健康観察等）による子どもの一人ひとりの健康管理の取組みが行われています。 ・感染症対策として、医師の診断や許可を得た登園、怪我等対応の日本スポーツ振興センター加入（保護者の同意）、発熱・下痢等の登園を控える等の対応、体調悪化での緊急対応等が入園のしおり等で保護者へ周知される等による集団での安全な生活に向けての理解を深めた保育運営が行われています。 ・保健だより、園だより、玄関先への掲示及び緊急時の保護者との連絡網の整備と対応に加えて、看護師、嘱託医、保健所等との連携による適切な対応が行われるための取組みが実施されています。 ・乳幼児突発死症候群（SIDS）対策（睡眠チェックリスト表：１０分単位）、により管理された取組みが行われています。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞ ・保健計画による定期の健康診断（年２回）・歯科検診（年１回）及び身体測定（毎月）が行われ、		

健康診断結果記録が職員に伝達され、健診結果については、職員より保護者に報告され、必要な場合には、受診勧奨も行われます。

・食事前の手洗いや食事後の看護師による歯磨き指導や定期的保健だより等により、家庭での規則正しい生活習慣（早寝早起き等）等の健康管理や歯科対策の早期対応への情報提供が行われています。

A⑭

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。

a

＜コメント＞

・アレルギー対応マニュアルに基づき、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対応しておられます。

・取り組みは、医師からの指示書に従い、保護者からの食物アレルギー対応食申請書による意向の把握に加えて、栄養士・看護師・保育士の意識の共有や確認を実施、それぞれの役割・責任を明確にした上で適切（除去食&代替食）な対応が行われています。

・アレルギー児対応除去食の必要とする園児に対する誤食対策として、配膳時の注意として、専用トレイ、表示方法の工夫（氏名を明記）による保育士と栄養士（調理師）の担当間で、アレルギーチェック表による誤飲・誤食の防止点検を行い、食事場所の位置や担当保育士が付き添う等、安全に考慮した除去食の提供が行われています。

A-1-(4) 食事

A⑮

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

＜コメント＞

・保育の基本方針の健康な身体づくりに向けた食育計画（食育活動実践記録）に基づき、食育として「食事は楽しい雰囲気の中で、なんでも食べて元気な身体をつくれます」を掲げ、保育参加日の給食試食会、行事食（笹巻づくり、ひなまつり、餅つき等）、弁当の日（夏場を除き毎月1回）、親子遠足等を取入れ、プランターの菜園活動（トマト栽培、トウモロコシの皮むき等）での食物を育てる学習に加えて、農林高校生徒さんの指導による「古代米の田植えや収穫体験」等による活動を通じて、発達段階に応じた食材の味を活かした食の提供やクッキング日の実施等による食事の提供が行われています。

・豊かな食体験を通じて五感（見る・聞く・触れる・匂う・味わう）の子どもの感性を養い、食事への興味や関心を持ち食べることの楽しさ、大切さに気づき、食べることが全ての意欲、やる気につながるとする食育計画が作成されています。

・保護者等に対する給食だより（毎月）による食育に関する情報提供（献立表や料理方法、食事のマナー等）が行われています。

A⑯

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

＜コメント＞

・衛生管理マニュアル（食中毒予防含む）に基づき、園長（主任等）による安全・安心の給食チェック（検食チェック表）が実施され、園児と一緒に食事をしながら担当保育士が、一人ひとり

の子どもの食べる様子や好き嫌いの把握（量）や食事提供や残食処理等の食育支援が行われ、給食チェック表や給食意見書等を踏まえ、栄養士（調理師）や全クラスの保育士等の参加による給食会議（毎月末）が実施され、食材の５色バランス等を中心とした献立作りから食育全般における検証や必要な改善等が行なわれています。

- ・子ども一人ひとりが「食べる喜びに感謝」「食材への感謝」「他者（食物を生産者）への感謝（いただきます）」に始まる食事や食後の「ごちそうさま」の言葉が自然に出る食事の場を活用した食育が行なわれています。

- ・栄養バランス等を考慮した家庭での食事の提供に向け、保育園玄関先への当日の給食の実物や写真の掲示等が行なわれています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑪	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
＜コメント＞ ・保護者総会（クラス会）等に於いて、年間の保育目標及び行事予定（年間・毎月）及び保護者等が参加する行事計画（祖父母参加日、保育参加日、誕生会、親子遠足）等を周知・説明が行われています。 - 年間３回の保護者懇談会を通じて、家庭での園児の生活の様子や困りごと等の聴き取りや保育園での生活状況等の共有を図る等、家庭との連携した保育に努められています。 ・連絡ノート（更に、緊急時のＳＮＳ活用等）や朝夕の送迎時における気軽にできる保護者等と職員相互のコミュニケーションは信頼関係確保の大切な場としての取組みが行なわれています。 ・子どもの発達段階に応じた日常の保育園での生活状況等が園だより、クラスだより等、写真掲載等で保護者へのお知らせが行われており、子どもの成長に関わる多くの保育環境の提供が実施されています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑫	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
＜コメント＞ ・保護者が安心して子育てを行うための、保護者の要望等に応じた延長保育、一時保育子育て支援、障がい児保育等が行なわれています。 - 保護者からの相談等へは、信頼関係を築くためにコミュニケーションを大切に担当保育士の皆さんは真摯に向き合って、相互の理解を深めようと努力されています。 ・今回の保護者アンケートに於いて、園舎や駐車場の環境整備についての要望はありますが、子どもへの柔軟な姿勢で対応への感謝や保育士の方々への親しみやすさを感じて、安心して仕事ができる等の保護者の意見が寄せられています。		
A⑬	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b

＜コメント＞

- ・危機管理マニュアル（虐待対応含む）に基づき、子どもの登園時の視診、健康観察や子どもの様子の変化等、子どもの兆候を職員が感じた場合は、園長・主任への報告等や関係機関（子ども家庭相談室、児童相談所等）への相談等が行なわれる仕組みとなっています。
- ・保育園運営としても虐待予防（防止）対策と虐待等の権利侵害に関する虐待対応マニュアルの検証や改善・見直しに加え、園内外の研修等の実施による子どもの人権の権利を守る取組みの園内研修に期待します。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A ㉔

A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

＜コメント＞

- ・毎月の各クラスのチーフを中心とした指導計画に対する振り返りが行われています。
- ・保育のねらい（5領域、10の姿等）の内容を理解し、子どもの主体性を発揮するための環境の提供等、職員の自己評価（年1回のチェックリスト）が実施され、主任等の職員面談等による保育施設の更なる環境対策や保育の質の向上を目指した改善に向けての討議を重ねられています。
- ・年度末に組織的な自己評価や事業報告等が整理され、次年度の全体的な計画に繋がられています。